

令和4年度予算編成方針

令和3年9月 水戸市

第1 国の令和4年度予算編成の動向

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な落ち込みから、国の数次にわたる補正予算や予備費の活用をはじめとする各種政策の効果等もあって、持ち直しの動きがみられるものの、人流の抑制等により個人消費が伸び悩むなど、依然として厳しい状況にある。そして、国内外の感染症の動向等による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとされている。

このような状況の中、国においては、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、効果的な感染防止策の継続・徹底により、感染症の克服を目指すとともに、経済の好循環の加速・拡大を図り、事業の継続と雇用の確保、国民生活の下支えに万全を期すこととしている。また、「日本の未来を拓く4つの原動力」として、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現」を掲げ、これらに対する投資を集中的に行うことで、ポストコロナにおける持続的な経済成長の基盤を構築するとしている。

そのため、令和4年度予算編成においては、歳出改革の取組を強化するとともに、4つの原動力を対象とする「新たな成長推進枠」を設け、主要施策に予算の中身を大胆に重点化することとしている。

第2 地方財政の現状と水戸市の財政運営

1 地方財政の現状

地方の財政は、少子高齢化の進行など社会構造の変化により、社会保障費の増加が続く中、新型コロナウイルス感染症に対応するため、多額の財政負担が生じるなど、極めて厳しい状況に置かれている。

また、防災・減災対策、国土強靱化に向けた取組を強化し、安全・安心な暮らしの確保に努めるとともに、今後は、活力ある地域社会の実現に向けて、デジタル化の加速や地方への人の流れを促進する地方創生の推進など、ポストコロナの新たな課題にも対応することが求められている。

そのため、国においては、これらの重要課題に対応しつつ、引き続き行政サービスを安定的に提供できるよう、地方の一般財源総額について、本年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保するとしている。

2 水戸市の財政運営

令和2年度の決算において、歳入の根幹である市税収入は、法人市民税の税率引き下げの影響に加え、新型コロナウイルス感染症対策として、徴収猶予を実施したことなどにより、前年度から4億6千万円減の417億円となった。

歳出面においては、児童福祉費や障害福祉費などの扶助費とともに、介護保険や後期高齢者医療に対する繰出金など、社会保障費が増加を続けている。また、新清掃工場「えこみっと」や保健所の完成により、臨時的に増加していた投資的経費が、前年度決算と比較し大幅に減少した一方、これらの新たな施設の運営経費や中核市移行に伴う所掌事務の拡大により、物件費が増加した。

市債については、将来の公債費負担縮減のため、発行の抑制に取り組み、残高を年々減少させてきた。しかしながら、近年は、国の地方交付税の原資不足を補てんする臨時財政対策債の発行が多額であることに加え、4大プロジェクトをはじめとした投資的事業の推進に伴い、市債発行額が増加しており、市全体の市債残高は、平成28年度末から増加に転じ、令和2年度末においては過去最大の2,334億円となったところである。このうち、元利償還金の100パーセントが地方交付税の基準財政需要額に算入される臨時財政対策債等を除く市債残高は、1,827億円となっており、過去最大であった平成16年度末の2,084億円を下回っているものの、公債費負担の増加による財政構造の硬直化を抑制するため、市債の発行は適正に管理していく必要がある。

財政調整基金については、着実な積み立てと取り崩しの抑制に努めてきた結果、平成26年度末には約100億円と過去最大の残高となった。その後、4大プロジェクトや茨城国体、中核市移行などの財政需要に対し、計画的に活用してきたことに加え、令和元年台風第19号に係る災害対応や新型コロナウイルス感染症対策の推進のため、臨時的に取り崩しを行ったことにより、令和2年度末の残高は約26億円となっている。今後は、取り崩しを可能な限り抑制し、残高の回復を着実に進め、災害等の不測の事態に備えるための必要額をしっかりと確保する必要がある。

このような財政状況を踏まえ、本市の財政運営に当たっては、歳入の確実な確保を図るとともに、歳出面においても、投資的事業の適正化と一般行政経費の徹底的な見直しに取り組み、市民サービスの向上及び本市の飛躍に資する施策の着実な推進と、財政規律の堅持の両立を目指すこととする。

第3 令和4年度予算編成の基本方針

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組むとともに、本市の重要政策である子育て支援や教育をはじめ、高齢者・障害者福祉、地域医療、健康づくり、防災・減災対策等の充実に注力し、市民生活の安定化に努める。

また、県内初の中核市として、水戸都市圏の発展を力強く牽引しながら、産業の活性化と地域経済の回復に取り組むとともに、市民の暮らしや価値観の変化を敏感に捉えながら、デジタル変革の加速、水戸ならではの地方創生など、ポストコロナに対応する施策を積極的に展開し、将来にわたり持続的に成長できるまちを目指す。

そのため、予算編成に当たっては、聖域を設けることなく、全ての施策を対象に優先順位を洗い直すなど、歳出全体の見直しを図りながら、選択と集中の考えのもと、財源配分の重点化を大胆に進めることとする。

以上を踏まえ、次に掲げる項目を基本方針として、令和4年度予算を編成する。

1 水戸市第6次総合計画ーみと魁プランーの推進

みと魁プランの最終年次が令和5年度であることから、計画に掲げた目標指標の達成を目指し、2か年実施計画を基本として、「施策の大綱」、「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」に基づく施策を集中的に推進する。

特に、未来の水戸を担う人づくりを進めるため、子育て支援や教育については、重点的な予算配分を行う。

2 ポストコロナのまちづくりの推進

新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、「感染症の拡大防止」、「市民生活の安定化」、「地域経済の回復」の三つの柱に基づく対策に引き続き取り組み、市民の命と健康、安定的な暮らしを守り、地域経済の速やかな回復を目指す。

また、国と基調を合わせつつ、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現に向けた取組を積極的に展開するなど、ポストコロナに対応するまちづくりを推進する。

3 水戸ならではの地方創生の推進

東京一極集中の是正や地方移住のニーズが高まっていることを契機として捉え、「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」に位置付けた様々な施策を積極的に展開し、企業機能の移転や定住・移住の促進を図る。

また、まちの発展をけん引する若い世代が、様々な分野で活躍することができる環境づくりに重点的に取り組むとともに、本市が誇る歴史・観光資源を最大限に活用し、地域の活力を高めながら、強靱かつ自律的な地域経済の構築を図るなど、水戸ならではの地方創生の深化を目指す。

4 行財政改革の着実な推進

「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画」に基づき、「強くしなやかな行財政運営の構築」に向けて、民間活力の活用を一層促進するとともに、行政のデジタル化や働き方改革など、時代の要請に応じた行財政改革を着実に推進し、行政運営の効率化と市民サービスの向上を目指す。

5 「みと財政安心ビジョン」に基づく持続可能な財政基盤の確立

本市の中長期的な財政見通しを示す「みと財政安心ビジョン」を指針として、創意工夫による歳入確保に一層努めるとともに、歳出全般にわたる見直しを全庁一丸となって進め、財政規律をしっかりと堅持し、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を目指す。

第4 予算編成要領

1 予算編成に関する基本的事項

令和4年度予算編成においては、全ての市民が安全と安心を実感できるまち、将来にわたり持続的に成長できるまちの実現を目指し、5つの基本方針のもと、市民サービスの向上と本市の飛躍に資する施策を積極的に展開する。

厳しい財政状況の中、これらの財政需要に的確に対応していくため、特に次に掲げる事項に留意すること。

(1) 行財政改革の推進

市税等収納率の向上、多様な収入の獲得、職員定数の適正化、事務事業の民間活力の活用など、徹底的な行財政改革に取り組むこと。

特に、事務処理や行政手続のデジタル化を積極的に推進し、行政運営の効率化と市民サービスの質の向上に取り組むこと。

(2) 個別計画の着実な推進

「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」、「水戸市中心市街地活性化基本計画」をはじめ、各部各課において策定した個別計画に位置付けた事業については、所期の目標達成に向けて着実に進捗を図るため、国県補助などの財源を確保のうえ、適切な予算要求を行うこと。

(3) 議会及び監査委員の意見や指摘事項など

議会及び監査委員の意見や指摘事項などについては、その趣旨を踏まえ、速やかな改善を図ること。また、附属機関からの答申、請願、陳情、市民要望などについても、必要性、緊急性等を十分に検討し、適切な予算要求を行うこと。

(4) 国県制度の把握

国の概算要求の内容や補正予算の動向に加え，県の予算編成状況を確実に把握し，予算要求に的確に反映させること。予算要求後の制度変更等についても，その把握に努め，速やかに財政課へ情報提供を行うこと。

(5) 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については，独立採算の原則に基づき，支出の効率化と収入確保に努め，一般会計繰入金の縮減を図り，経営の健全化に取り組むこと。特に使用料等については，中長期的な見通しに基づき，適時適切な改定を検討すること。

(6) 外郭団体

外郭団体については，所管課の主体的な指導監督のもと，サービスの向上に努めるとともに，経費の徹底した抑制，独自財源の確保を最大限に図り，民間と競合可能な自立した経営を目指すこと。

また，事業目的基金等を設置している団体は，本年度末残高見込額の20%以上を優先して事業に充当し，市補助金等の削減を図ること。

さらに，団体全体の経営状況を確認し，留保財源の多い団体に対しては，市補助金等の積算方法の見直しを検討すること。

(7) 重要事業の事前の庁内調整

投資的事業や政策的事務事業については，2か年実施計画の内示を踏まえた予算要求を行うこと。その際，新規のものや大幅な内容変更を行うものなど，事業の実施手法や規模などの具体的な内容について政策判断が必要なものは，必ず事前に庁内合意を得ること。

また，他の部課と関連する事務事業については，相互に十分な協議を行い，目的の重複するものは整理統合を図るなど，効率化と経費縮減に努めること。

(8) 歳出抑制に向けた既存事務事業の見直し

厳しい財政状況を踏まえ，所属長自らの責任のもと，既存事務事業のあり方をゼロベースにより点検し，費用対効果の小さいものや事務負担の多いものについては，休廃止を含めた事業の見直しを検討すること。また，継続する場合においても，可能な限り事業規模の縮小を図るとともに，実施時期を後年度に先送りするなど，年次計画の見直しに取り組むこと。

2 予算編成の手法と要求基準

(1) 予算編成の手法

ア 枠配分方式について

枠配分方式は，事業に対する深い理解と市民ニーズを的確に把握している担当部課の主体的判断と責任において，既存の事務事業の徹底的な見直しや取捨

選択を行うことにより、真に市民が求める施策に財源を配分するものである。

各部においては、配分された一般財源等の範囲内で、課を越えた財源の融通を行うなど、最適な予算要求を行うこと。

なお、枠配分対象経費については、原則として査定を行わない方針であるが、必要性や費用対効果の観点から課題があると判断したものについては、要求の再考を求めるとや査定を行う場合があるので、あらかじめ留意すること。

イ 個別査定について

投資的経費や政策的事務事業経費のほか、年度間の予算の変動が大きい経費、義務的経費などは個別に所要額を査定する。事業規模や実現可能性、過去の実績、他市の状況等を十分検討し、積算根拠や参考資料を添えて要求すること。

ウ 特別予算枠について

(7) 魁のまち創生特別枠

「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」及び「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」に位置付けた施策やその主旨に合致する施策、基本方針に掲げる「ポストコロナのまちづくりの推進」に資する施策であって、新規事業又は既存事業のうち重点化して取り組むソフト事業を対象とする。ただし、投資的事業であっても、小規模かつ短期間で完了するものについては対象とする。

この特別枠については、担当課による市長へのプレゼンテーションを経て予算査定を行うことから、若手職員のアイデア等を活用し、新しい価値観や柔軟な発想のもと、積極的な要求を行うこと。

なお、枠配分対象経費で実施していた事業を当該特別枠で要求する場合は、枠外組替協議を行うこと。

(4) 予算節減奨励特別枠

各部課が自らの創意工夫により経費の節減及び収入増（新たな収入項目の設定、料金改定など）を行った場合、その節減額又は収入増額の一定額を特別枠として配分する。令和4年度予算編成においては、令和2年度決算及び令和3年度執行で確定したものを対象とする。

(2) 要求基準

経費区分	経費の内容	要求基準等
枠配分対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 定例的な経費（一般事務費、施設等維持管理費）・ 投資的経費のうち定例的に実施しているもの・ 政策的事務事業経費のうち定例的に実施しているもの・ 枠配分対象経費内で生み出した新規事業経費	<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年度当初予算額を基準に算定した一般財源等を部ごとに配分するので、この範囲内で要求すること。・ 事業の必要性や費用対効果に十分留意すること。

個別査定経費		
投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・投資的経費（枠配分対象経費として指定されたものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2か年実施計画（2022～2023年度）の内示において令和4年度の実施を位置付けられた事業に限り，内示額の範囲内で要求すること。
政策的事務事業経費	<ul style="list-style-type: none"> ・政策的判断により実施する事務事業経費（枠配分対象経費として指定されたものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模等の内容や手段，積算根拠を精査し，必要最小限の事業費で要求すること。 ・投資的事業計画書又は政策的事務事業調書を提出すること。
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・性質上，枠配分対象経費になじまないものとして別に定める経費 ・所要額の変動が大きい施設管理費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容について精査し，必要最小限の経費で要求すること。 ・枠配分対象経費のうち，大幅な変動（±20%を目安とする。）が見込まれるものについては，事前に財政課に枠外協議を行い，個別査定経費として要求すること。
義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費，扶助費，公債費 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に所要額を算出して要求すること。
特別予算枠経費		
魁のまち創生特別枠	<ul style="list-style-type: none"> ・魁のまちづくりNEXTプロジェクト，水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）に位置付けた施策やその主旨に合致する施策，「ポストコロナのまちづくりの推進」に資する施策であって，新規事業又は既存事業のうち重点化して取り組むべき事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてソフト事業を対象とするが，小規模かつ短期間で完了する投資的事業も対象とする。 ・後年度に大きな事業費の増加が見込まれる事業は対象外とする。 ・魁のまち創生特別枠調書を提出すること。
予算節減奨励特別枠	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの創意工夫により経費節減や収入確保を図り，生み出した一般財源の1/2に相当する額 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算節減奨励特別枠協議書を指定の期日までに提出すること。 ・単年度に限り加算するので，後年度に負担が継続する経費は対象外とする。

3 歳入に関する留意事項

歳入確保は予算編成の重要課題であるため，決算の状況や制度改正等を踏まえた確かな要求を行うこと。また，多様な収入の獲得や収入増に積極的に取り組むとともに，過大な見積りとならないよう注意すること。

市税，負担金，使用料等については，収納対策本部における収納率向上計画等を踏まえ，適切な要求を行うこと。

なお、予算計上した財源の確保が見込めない場合には、財政規律の保持の観点から、対象事業の執行停止などの措置を講じることになるので、厳に留意されたい。

(1) 市税

市税収入は、財政運営の根幹をなすものであり、その見積りに当たっては、今後の経済情勢や市民所得の推移、税制改正等を慎重に見極めるとともに、収納率向上について明確な目標を設定し、的確な額を見積もること。

(2) 地方譲与税，地方消費税交付金等

地方財政計画や制度改正の動向等を十分に勘案し、的確な額を見積もること。

(3) 分担金及び負担金

対象者の把握及び厳正な徴収に努め、適正な見積りを行うこと。また、国・県の基準や他団体の動向等を十分確認しておくこと。

(4) 使用料・手数料

受益者負担の適正化、住民負担の公平性の確保を図るため、他団体の状況や類似施設との均衡を考慮したうえで、料率や単価の再検討を行い、適正に見積ること。

(5) 国県支出金

国・県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、対象事業、補助率、補助単価等を正確に把握し、的確な額を見積もること。

(6) 財産収入

市有財産の有効活用を図る観点から、未利用財産の売却や貸付による収入を適正に見積もり、積極的に予算計上すること。

(7) 市債

過大な市債発行による公債費の増加は、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすため、安易に市債に依存する事業計画としないこと。

また、新規の市債発行に当たっては、事業の適債性、充当率について事前に財政課と協議すること。

(8) その他の収入

これまでも様々な財源確保策を実施してきたところであり、今後も創意工夫により多様な収入の獲得に取り組むこと。

また、零細なものや捕捉困難なものについても、貴重な財源という認識のもと、把握に努め、その積極的な確保を図ること。

4 歳出に関する留意事項

歳出予算の見積りに当たっては、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫し、徹底した節減に努めること。

なお、国・県の補助事業など、特定財源が見込まれるものであっても、事業の内容、緊急性、効果等について、十分精査のうえ実施の適否を判断すること。

(1) 人件費

職員給与費については、別途通知する方法で要求すること。

組織機構の合理化や民間委託を積極的に推進するとともに、新規事務事業の実施等により業務量の増加が見込まれる場合であっても、既存事務事業の整理・統合により業務量の調整に努め、人員増の抑制を図ること。

(2) 物件費

旅費、需用費等の一般行政経費については、行財政改革の観点から徹底した節減に取り組むこと。

また、委託料については、安易にこれまでの仕様を踏襲することなく、業務の内容及び方法を再検討し、必要最小限の要求とすること。特に、調査・設計委託は、職員の能力育成を図る観点からも、可能な限り内部対応とすること。

備品購入費については、法定耐用年数を機械的に適用するのではなく、購入の必要性を検討のうえ要求すること。

(3) 維持補修費

各施設を良好に維持し、利用者の安全確保を図るため、施設の現況を総点検し、修繕方法と優先順位を決定のうえ要求すること。

特に、大規模な修繕が必要な場合は、必ず中長期的な修繕計画を策定し、予算要求前に財政課と協議すること。

(4) 扶助費

国・県の制度改正の動向を的確に把握し、決算状況を踏まえ適正に見積もること。市単独で実施している事業については、近隣市町村や類似団体の状況等を確認のうえ、その必要性・妥当性を検討すること。

(5) 補助費等

ア 負担金

法令等に基づかない任意の各種団体に対する負担金（団体加入負担金、研修・講習会の参加負担金など）については、費用対効果や他市の加入状況などを勘案し、必要性を十分検討のうえ要求すること。

イ 補助金

全ての補助金を対象として、ゼロベースにより効果検証を行い、費用対効果が小さいものや申請が少ないものなどについては、補助の休廃止を含め、制度の見直しを図ること。

特に、イベント等の事業補助や団体運営に対する補助において、団体負担が少ないものや多額の前年度剰余繰越金が生じているものについては、補助金の減額や補助率の見直しを行うなど、適正な措置を講ずること。

また、新規補助金を要求する場合は、手法の妥当性や事業効果、公益性を十分精査し、適正な補助率や補助期間を定めたいうで要求すること。

(6) 投資的経費

2か年実施計画に位置付けられた事業であっても、緊急性や費用対効果、完成後の施設運営費など後年度の財政負担を十分考慮し、実施時期や事業規模について再検討を行うとともに、国・県の施策、財源措置等の動向に留意し、より有利な補助制度を適用するなど、最大限の財源確保に取り組むこと。

また、公共施設の長寿命化やバリアフリー化を行う工事のうち、市単独事業については、財源的に有利な公共施設等適正管理事業債が活用できることから、この発行要件となる「個別施設計画」を必ず策定し、これに基づき要求すること。

(7) 継続費及び債務負担行為

複数年度にわたって事業を実施する場合や次年度以降に財政負担が伴う契約を行う場合は、継続費又は債務負担行為を適切に設定すること。

(8) 予算の載せかえ

政策目的の早期実現と事務執行の効率化に向けて、繰越事業の縮減を図るため、令和3年度予算に措置した工事等の早期発注に努めること。年度内に竣工見込のない単独事業については、原則として11月以降の執行を行わないこととし、令和4年度予算に載せかえて要求すること。

(9) 情報システム関連経費

効率的かつ質の高い情報システムの構築を図るため、システムの改修や更新を検討する場合は、見積書及び仕様書、システム概念図等を準備し、必ず情報政策課と協議のうえ予算要求すること。

5 予算編成の日程

年 月 日	事 項
令和3年9月30日(木)	第1回予算編成連絡会議(予算編成方針決定)
令和3年10月4日(月)	予算編成方針・様式集配布
令和3年10月29日(金)	枠外組替協議・予算節減奨励特別枠協議期限
令和3年11月12日(金)	予算要求書提出期限
令和3年11月中旬～12月中旬	財政課予算要求内容ヒアリング
令和3年11月下旬	第2回予算編成連絡会議(予算要求概要市長説明)
令和3年12月上旬	「魁のまち創生特別枠」プレゼンテーション
令和3年12月上旬～4年1月中旬	財政課予算調整
令和4年1月下旬	予算市長調整会議
令和4年1月末	第3回予算編成連絡会議(予算内示案提示)
令和4年1月末	予算案各課内示